

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた ガス料金の支払猶予等に係る特例措置の認可について

内閣府沖縄総合事務局は、本日、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、生活福祉資金貸付制度の「緊急小口資金」及び「総合支援資金」の特例措置に基づく貸付を受けたガスの需要家に対する特例措置の認可を行いました。

1. 経済産業省からガス事業者に対する要請

経済産業省は、「生活不安に対応するための緊急措置」(2020年3月18日新型コロナウイルス感染症対策本部)を踏まえ、ガス事業者に対し、新型コロナウイルス感染症の影響により、ガス料金の支払いが困難な事情がある者に対しては、その置かれた状況に配慮し、支払いの猶予等、迅速かつ柔軟に対応するよう要請しました。

2. 今回の特例措置の認可内容

上記の要請を踏まえ、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、生活福祉資金貸付制度の「緊急小口資金」及び「総合支援資金」の特例貸付を受けたガスの需要家に対する特例措置として、下記事業者から、本日付けで、小売全面自由化後の経過措置に係る小売料金その他の供給条件について特例措置(料金の支払期限の延長)を実施するために必要となる認可申請を受け、電力・ガス取引監視等委員会の意見を踏まえ、即日、特例措置(別紙参照)の認可を行いました。

なお、今後、被害が深刻化・長期化した場合などには、事業者から適宜申請を受けて、速やかに特例措置の認可を行う予定です。

記

○旧簡易ガスみなしガス小売事業者
沖縄ガス株式会社(法人番号 6360001000288)

(本発表資料のお問い合わせ先)

内閣府沖縄総合事務局経済産業部石油・ガス課長 知念
担当者:山口、棚原

電話:098-866-1756(直通)
098-860-3710(FAX)

(別紙)

(旧簡易ガスみなしガス小売事業者)
指定旧供給地点小売供給約款についての特別措置の概要

新型コロナウイルス感染拡大の影響により、生活福祉資金貸付制度の「緊急小口資金」及び「総合支援資金」の特例措置に基づく貸付を受けたガスの需要家から申し出があった場合、以下の措置を適用する。

1. 新型コロナウイルス感染拡大の影響により、生活福祉資金貸付制度の「緊急小口資金」及び「総合支援資金」の特例措置に基づく貸付を受けた需要家のガス料金の支払期限について、令和2年2月検針分(支払期限日が令和2年3月25日以降となるもの)及び3月検針分をそれぞれ1ヶ月延長する。

(認可対象供給地点及びその数)
供給地点群: 琉信豊見城ニュータウン
住所: 沖縄県豊見城市嘉数738-2
地点数: 549地点